

2026 年 7 月 31 日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

「令和 8 年熊本地震」の被災者の方々に対する各種特別取扱いについて

このたびの「令和 8 年熊本地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：岩崎 貢、以下「当社」）は、今回の「令和 8 年熊本地震」の被災者の方々を支援するため、下記の対応を実施します。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

記

① 契約者貸付（新規貸付）の利息免除

○新規の契約者貸付について以下のとおりの対応を行います。

対象契約者	災害救助法適用地域（「令和 8 年熊本地震」に係る災害救助法の適用地域）で被災されたご契約者
金利	年利 0.0%
上記金利適用期間	新規貸付日から 2027 年 2 月 28 日まで
受付期間	2026 年 7 月 28 日から 2026 年 10 月 31 日まで

○利息の免除に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施いたします。

② 入院給付金の特別取扱い

＜今回の災害によりケガで入院された方への対応＞

○給付金請求に必要な診断書のお取り寄せができない場合には、病院または診療所の発行した領収書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

○被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いします。

＜今回の災害により必要な入院治療を受けられなかった方への対応（ケガ、病気を含む）＞

○被災地では、病院が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要なお客様が、当初の予定より早い退院を余儀なくされるケースや、入院できずに自宅・避難所等で療養される場合が想定されます。このような場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いします。

＜カスタマーサービスセンター＞

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

以 上